

# 白鷹町の建築物における 木材の利用の促進に関する基本方針



白鷹町まちづくり複合施設（白鷹町産材使用施設）

白 鷹 町

平成25年 4月

令和3年 4月 1日 一部改正

令和5年 4月 1日 一部改正

# 目 次

第1	趣旨	1
第2	建築物における木材の利用の促進の意義と効果	1
第3	建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事	2
1	木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等	2
2	住宅における木材の利用の促進	2
3	公共建築物における木材利用の促進	2
	(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物等	2
	① 白鷹町が整備する公共の用又は公用に供する建築物	2
	② 白鷹町以外の者が整備する(1)に準ずる建築物	3
	(2) 木造化以外の木材利用を促進する箇所等	3
	(3) 木質バイオマスの利用促進	3
	(4) 新たな木質部材の利用	3
第4	白鷹町内で整備する公共建築物等における木材利用の目標	3
第5	建築物における地域産材の適切な供給の確保に関する基本的事項	3
第6	その他地域産材の利用の促進に関し必要な事項	4
1	公共建築物等の整備	4
2	地域産材の供給体制について	4
3	備品や消耗品費等の購入	4

# 白鷹町の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

平成25年 3月 8日策定

令和3年 4月 1日改定

令和5年 4月 1日改定

## 第1 趣旨

この基本方針は、白鷹町の建築物の整備において積極的に地域産材<sup>※1</sup>の利用を拡大するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき策定された、県の基本方針「やまがたの建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和4年3月24日施行）」に即して、法第12条第1項の規定に基づき、白鷹町が整備する公共建築物及び町内の民間建築物の木造化<sup>※2</sup>及び内装等の木質化<sup>※3</sup>等を促進するために必要な基本的事項等を定めるものである。

※1 地域産材とは、主に白鷹町内の森林から生産された木材のこと。（入手困難な場合は山形県産材とする。）

※2 木造化とは、建築物における構造上重要な部分である柱、梁、桁等を木材主体で建築すること。

※3 内装等の木質化とは、建築物における構造上重要な部分以外の天井、床、壁等の室内に面する部分等に木材を使用すること。

## 第2 建築物における木材の利用の促進の意義と効果

白鷹町は、総面積15,771haのうち、森林面積が10,182ha<sup>※4</sup>であり総面積の約65%を占める。また、町内森林面積の53%が人工林であり、置賜管内でも人工林比率が最も高い状況である。森林の育成状況については、伐期を迎えている11齢級（51年）以上の木材が76.3%である。

このような森林の状況からも、建築物において率先して地域で育てた木を地域で利用する「地産地消」を促進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や中山間地域をはじめとする地域経済の活性化や雇用の創出につながるものである。

また、多くの白鷹町民が利用する公共建築物等の木造化及び内装等の木質化等を図ることにより、白鷹町民に木との触れ合い、木の良さを実感する機会を広く提供することが可能となり、木材の利用促進の意義について白鷹町民の理解を効

果的に深めることができる。

加えて、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵<sup>※5</sup>できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ない。また、端材等は木質バイオマス燃料とし活用されるため、再生可能エネルギー由来の熱利用の割合が増え、脱炭素社会の実現に貢献する。

このようなことから、公共建築物のみならず、民間建築物における木材の利用を促進していくことは、木材需要の拡大という直接的な効果はもとより、建築物以外の公共工事の資材、各種製品の原料及び木質バイオマスエネルギーとしての利用といった波及効果も期待できる。

※4 令和2年度山形県林業統計

※5 スギ（40年生）は年間おおよそ2.4 t/haの炭素を吸収する。（林野庁 HP）

### 第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

#### 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

白鷹町は、建築物全体における木材の利用を促進するため、木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係機関と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材の育成を図るものとする。

#### 2 住宅における木材の利用の促進

白鷹町は、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、建築の担い手の育成等に努めるものとする。

#### 3 公共建築物における木材利用の促進

##### （1）木材の利用を促進すべき公共建築物等

木材利用を促進すべき公共建築物等は、法第2条第2~~4~~項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物とする。

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物とする。

##### ① 白鷹町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く白鷹町民の利用に供される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）、病院、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館・公民館

等)、コミュニティセンター、白鷹町営住宅、庁舎、その他の施設

② 白鷹町以外の者が整備するに準ずる建築物

白鷹町以外の者が整備する①に準ずる公共性の高い建築物については、白鷹町は可能な限り木材が使用されるよう働きかけるものとする。

(2) 木造化以外の木材利用を促進する箇所等

① 公共建築物等の内装等

② 家具・備品・調度品等

③ 土木工事用資材（機能上支障のないもの）

(3) 木質バイオマスの利用促進

暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスエネルギーの積極的な利活用に努める。

(4) 新たな木質部材の利用

公共建築物等の整備においては、建築物の構造等を総合的に考慮し、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用も進め、木材需要の拡大に努めるものとする。

#### 第4 白鷹町内で整備する公共建築物等における木材利用の目標

白鷹町内で整備する公共建築物等のうち、第3の3（1）の木材の利用を促進すべき公共建築物等のうち、低層の公共建築物等（高さ16m以下、延べ床面積3,000㎡以下）については、新築・増築又は改築を行う場合は、原則として木造化を図ることを目標とする。

また、高層・低層にかかわらず、内装等の木質化を図ることが可能な部分については、状況に応じ木質化を促進するものとする。

なお、公共建築物等において利用する木材は、原則として地域産材の使用に努めるものとする。

#### 第5 建築物における地域産材の適切な供給の確保に関する基本的事項

建築物における地域産材の適切な供給の確保を図るため、川上（森林組合、林業従事者等）から川中（木材製造業者等）、川下（建築業者等）までが一体となった緑の循環システムを構築し、森林資源の持続的な地域内循環に努める。さら

に、県や木材関連団体、自治体間での連携により地域産材の需要と供給に関する情報の共有化を図り、地域産材の安定供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、町はこれら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、必要な施策の推進を図るものとする。

## 第6 その他地域産材の利用の促進に関し必要な事項

### 1 公共建築物等の整備

地域産材の利活用を行うものとするが、木材は丸太から製品になるまで時間がかかることから、公共建築物等の建設について長期的な視野に立って事業を実施することとし、使用目的に合う適切な品質の確保や設計上の工夫など効率的な木材調達等によって、建設コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等を整備するにあたり、建設コストのみならず、維持管理及び解体や廃棄等のコストについても考慮した上で木材の利用に努めるものとする。

さらに、木造建築物は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数が非木造建築物に比べ短いことから耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮するものとする。

### 2 地域産材の供給体制について

川上から川下までが連携し、木材の供給体制の強化を図るとともに、伐ったら植える適地適木の再造林を進め、緑の循環システムの構築に努めるものとする。

### 3 備品や消耗品等の購入

購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

附 則

この基本方針は、平成25年 4月 1日より施行する。

附 則

この基本方針は、令和 3年 4月 1日より施行する。

附 則

この基本方針は、令和 5年 4月 1日より施行する。

白鷹町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針策定経過

区分 年月日	庁舎内	議会等
H24. 12. 26	第1回白鷹町公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針策定プロジェクトチーム会議	
H25. 1. 10	第2回白鷹町公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針策定プロジェクトチーム会議	
H25. 1. 15	第1回白鷹町公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針策定会議	
H25. 2. 13	第3回白鷹町公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針策定プロジェクトチーム会議	
H25. 2. 15	第2回白鷹町公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針策定会議	
H25. 3. 8		産建文教常任委員会（説明）
R3. 4. 1	白鷹町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針の一部改正	
R5. 4. 1	白鷹町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針の一部改正	